

別表 1

「学童保育所職員シフト表」

- 「国分寺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」等の人員配置基準を遵守すること。
 ○開所している時間帯を通じて、支援単位ごとに放課後児童支援員を2人以上(うち1人を除いて補助員でも可)配置しなければならない。
 ○加えて、利用者や施設の構造などに応じて必要な職員を配置するものとする。

【常勤職員2人体制】1施設(支援単位)ごとの職員配置(参考例)

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
学校のある日	放課後～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
土曜日	8:00～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

区分	開設時間	職員	勤務形態等	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
長期休業期間 (春・夏・冬休み)	8:00～19:00	A	常勤(放)													
		B	常勤(放)													
		C	非常勤(放)													
		D	非常勤(放)													
		E	非常勤(補)													
		F	非常勤(補)													

※(放)は「放課後児童支援員」，(補)は「補助員」のことを指す。

※この他、障害児を受け入れた場合の障害児加配、常勤職員の有給休暇代替・週休振替代替時の対応など、必要に応じて非常勤職員を配置する。

※土曜日など、利用者数が少ない場合は、複数の支援単位を一つの支援単位にまとめて必要な職員を配置し合同保育を実施しても可。